

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有す
る者

第11条第2項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規
定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を
加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め
たもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項第5号の改正規定
は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第11条
第2項第4号及び第10号の規定は、平成30年4月1日から適用する。